

研究課題 「ベトナムハノイにおける障害者の「当事者性」に関する問題点」

立命館大学大学院 先端総合学術研究科 公共領域 権藤 真由美 Gondo mayumi

1 報告概要

目的:ベトナムにおける障害者支援の有り様は戦後、外から注目された障害児教育支援に影響をうけている。今回の報告では、ハノイILセンターにおける「自立生活」の営みを得るまでの経緯からみた障害者の「当事者性」に関する問題点を提示することを試みる。

研究方法 ・インタビュー調査 2013年11月27日 ~2013年12月6日(ハノイILセンター代表 Nguyễn Hồng Hà 氏/ VNAH / 社会保護局室長) ・文献分析

2 背景

ベトナムの障害者政策は、開発援助の文脈から論じた研究はあり代表的な研究として(江崎智里(えさきちさと)・津留正敏(つどめまさとし)・藤本文郎(ふじもとぶんろう)、(藤本・桂良太郎(かつらりょうたろう)・小西由紀(こにしゆき)編)がある。ベトナム政府系の文書は若干あるが障害者福祉に主軸をおく研究は多くはない(寺本実(てらもとみのる)2010)。障害者ではなく主に障害児教育については(藤本編1997)、(黒田学(くろたまなぶ)2006)によって現状と課題は詳細に紹介されてきた。1981年の国際障害者年に藤本文郎がベトナムで障害児の実態調査を行った後、藤本氏を中心として1985年に設立された「ベトちゃんドクちゃんの発達を願う会」が日本で広く紹介されたことで、枯葉剤によってダイオキシン被害を受けた子どもたちの保障、あるいは教育や援助体制が取り上げられてきた。開発援助の研究は、国際的な援助を通じた効果的な支援の形成に関するものが中心であり、障害者運動、障害者政策のしくみや、障害者の生活保障など当事者が中心となる意味合いがほとんど論じられてこず「悲惨」なダイオキシンの被害を受けた子どもたちの姿がクローズアップされた。



写真上段: 2005年ベトナム平和・友好村

写真下段: 2004年ハノイ平和村

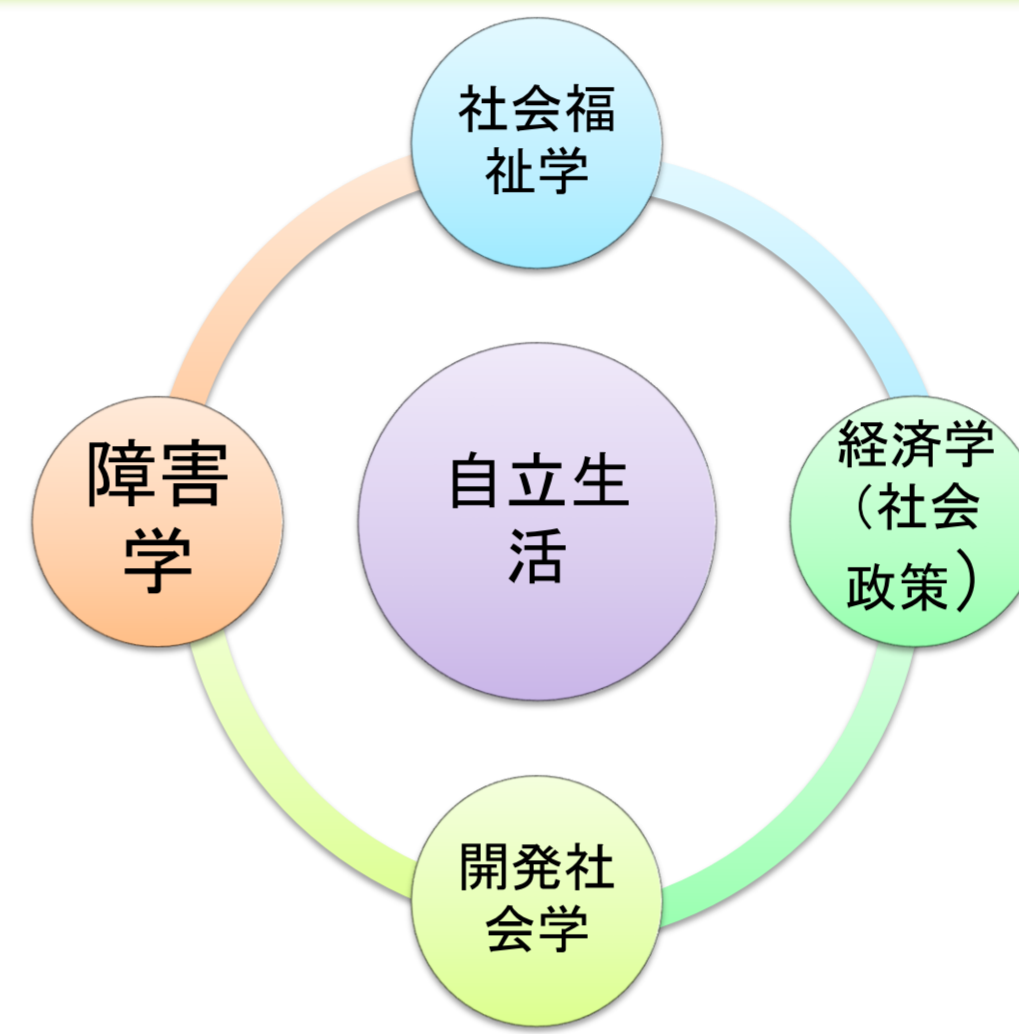
3 「当事者性」の気づき

ハノイILセンター代表 Nguyễn Hồng Hà 氏
 ・1997年国際障害者女性フォーラム参加
 ・1998年アジア太平洋障害者の10年第6回会合参加
 ・1999年世界ILサミット⇒自立生活運動(IL運動)に出会い自立生活センター設立に向け活動を開始する。

ハノイILセンター事務局長 Nguyễn Bích Thủy 氏
 ・2008年DPI/AP(障害者インターナショナル・アジア太平洋事務局、以下DPI/AP)が行った会議の場でBFのメンバーとして参加しILの理念に共感

4 抜け出せない医学モデル

CBRは職業訓練や生活技術訓練等も行っているが依然リハビリテーションが中心であり、障害者の権利や生活を重視していない。自立生活の支援はしておらず、実施側における障害者の参加はない。行政はCBRの実施をもってして障害者支援は十分と認識している。(堀場浩平(ほりばこうへい)2013)⇒障害を持つ当事者の意見は反映されにくい。リハビリテーションが最善の策とされ、障害者は家族介助の中で生活を営む人たちという位置づけがあり、障害者問題を捉えきれていない。CBR(Community-Based Rehabilitation)⇒「障害者自身、家族、組織や地域社会、そして保健、教育、職業、社会、またその他の事業に関与する政府および非政府組織の連携協力を通して遂行される」と定義されている。(久野2008)



日本財団からの支援によりベトナムの障害者と日本の障害者とのかわりの中から「障害学」は知られつつある。しかし、ベトナムの研究者や学生に関してまだ学問領域としては知られていない。

4 当事者の活動

・ハノイILセンター
 ピア・カウンセリング、自立生活プログラム、介助サービス、自立生活予算に関する政府への要望提出など



写真左 ハノイILセンター日帰り旅行



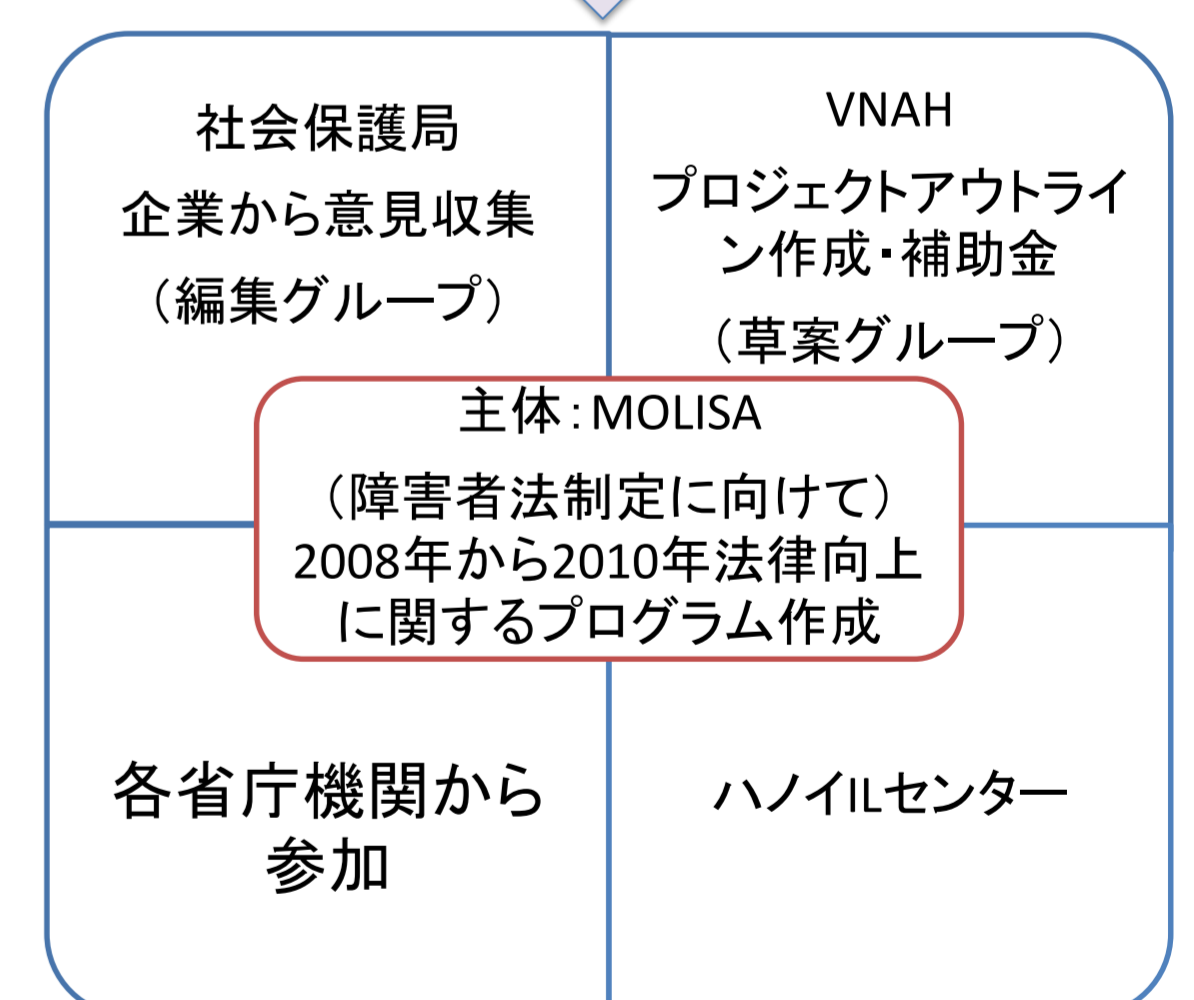
写真右 ハノイILセンター事務所

「障害者法」制定に向けて(2011年制定)
 ・VNAH(Viet-Nam Assistance for the Handicapped)ベトナム障害者協会。NGOの団体で障害者法制定の草案作成に参加

・社会保護局 社会政策室
 障害者法の草案を作成する際に編集グループとして多くの企業から意見を聞き、今までの法令で起こった障害者問題や、法改正後に出てくるであろう課題、障害者への影響などをまとめた。

MOLISA⇒(Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs労働傷病兵社会省)

障害者法草案作成時の連携図



ハノイILセンターのメンバーとセンター設立に携わったJILの中西正司(なかにししょうじ)氏、MOLISA副大臣の協力により「障害者法」に「自立生活」の文言が入った。

5 問題点

近年までの障害者支援のかたちがプロバイダー視点⇒先進諸国と呼ばれる国々が発展途上国と呼ばれている国に対する援助を通じて、障害者支援をいかに行うか、開発援助を通していかに効率的な供給システムをつくっていくのか、という供給者側の視点に限定され、障害者の「当事者性」が論じられてこなかった。

「障害学」の先行研究が明らかにしてきたように当事者が他者の支援を得て日々暮らせる仕組みを当事者がつくる⇒障害者をめぐる制度設計の運用において極めて重要な点である。

参考文献: ◆江崎智里・津留正敏・藤本文郎(2009)『ベト・ドクが教えてくれたもの』、クリエイツかもがわ。 ◆藤本文郎編(1997)『ベトちゃんドクちゃんだけでなく―日越11年間の国際交流レポート』文理閣。 ◆藤本文郎・桂良太郎・小西由紀編(2010)『ベトとドクと日本の絆』新日本出版社。 ◆久野研二(2008)『CBR:実践における可能性と課題―マレーシアにおける事例研究』、森荘也編『障害と開発―途上国の障害当事者と社会』IDE-JETROアジア経済研究所。 ◆黒田学(2006)『ベトナムの障害者と発達保障―障害者と福祉・教育の実態調査を通じて』、文理閣。 ◆堀場浩平(2013)『開発途上国における障害者のエンパワーメント―ハノイ自立生活センターの事例分析』、日本福祉大学大学院国際社会開発研究科。 ◆寺本実(2010)『ベトナムの障害者の生計―外部環境とのかかわりについての事例調査を通じた考察』森荘也編『途上国障害者の貧困削減』岩波書店。